

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領

(本要領の適用)

第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第57条の2第1項に規定する自動車製作者等（以下単に「自動車製作者等」という。）が法第63条の3第1項の規定によりされた届出（以下「リコール届出」という。）のうち当該リコール届出に付された番号が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示（平成29年国土交通省告示第1154号。以下「特例告示」という。）各号に掲げるものに該当するものに係る自動車（以下「特定リコール対象車両」という。）であって、当該リコール届出に係る改修が実施されていないもの（以下「未改修車両」という。）の取扱いは、本要領に定めるところによる。

(自動車製作者等による改善措置済証の用紙の発行)

第2条 リコール届出をした自動車製作者等は、未改修車両についてリコール届出に係る改修を実施しようとするとき又は不具合部品が取り付けられていないことを確認すること等により当該改修を実施したものとみなすことができると判断したときは、当該改修を実施する事業者に対し、改善措置済証の用紙を発行しなければならない。

- 2 前項の改善措置済証の用紙は、別記様式による。
- 3 第1項の改善措置済証の用紙の発行は、電磁的方法によることができる。

(事業者による改善措置済証の交付)

第3条 未改修車両についてリコール届出に係る改修を実施した事業者（以下「リコール改修実施事業者」という。）は、前条第1項の規定により自動車製作者等が発行した改善措置済証の用紙（電磁的方法により発行された場合は、これを印刷したものをいう。以下同じ。）に署名・押印をして、これを当該自動車の使用者へ交付しなければならない。

- 2 リコール改修実施事業者は、前項の規定により改善措置済証を交付したときは、遅滞なく、その旨を当該改善措置済証の用紙を発行した自動車製作者等に報告しなければならない。

(リコール届出に係る改修の実施状況の報告)

第4条 リコール届出をした自動車製作者等は、法第63条の3第4項に定めるもののほか、特定リコール対象車両についてのリコール届出に係る改修の実施の有無を国土交通大臣（特定リコール対象車両が検査対象軽自動車である場合にあっては、軽自動車検査協会。以下同じ。）に報告し、未改修車両について当該改修が実施されたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る情報を自動車

登録検査業務電子処理システム（当該報告が検査対象軽自動車に係るものである場合にあっては、軽自動車検査業務電子情報処理システム。以下「MOTAS等」と総称する。）に記録するものとする。

（申請者による改善措置済証の提出）

第5条 特定リコール対象車両（前条第2項の規定により MOTAS 等にリコール届出に係る改修が実施された旨の記録がなされた自動車を除く。）について、法第59条第1項の新規検査、第62条第1項の継続検査、第63条第2項の臨時検査、第67条第3項の構造等変更検査又は第71条第1項の予備検査（以下「新規検査等」という。）を受けようとする者は、当該自動車についてリコール届出に係る改修が実施されていることを証する書面として、第3条第1項の規定によりリコール改修実施事業者から交付された改善措置済証を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、新規検査等の申請者から前項の規定による改善措置済証の提出がないときは、自動車検査証等の備考欄に「特例告示対象」である旨の記載と当該申請に係る自動車の審査結果通知（検査対象軽自動車にあっては、検査票通知。以下同じ。）がなされた日（以下「審査結果通知日」という。）の日付印の押印を行い、これを新規検査等の申請書及び添付書類とともに申請者に返却するものとする。なお、有効な改善措置済証を添付した上で再度自動車検査証等の提出が行われた場合にあっては、当該提出が行われた日が審査結果通知日から15日以内であれば、既に回収している審査結果通知を有効なものとして処理して差し支えない。
- 3 前項の返却を行う場合にあっては、申請者に対して、MOTAS等から出力されたリコール車警告文を交付し、限定自動車検査証は交付しないものとする。

（特例告示の適用）

第6条 特例告示の規定は、未改修車両に係る新規検査等において、自動車登録ファイル（未改修車両が検査対象軽自動車である場合にあっては軽自動車検査ファイル）への検査の記録のために OCR シートを読み込む際（新規検査等の申請が自動車保有関係手続のワンストップサービスを用いてなされた場合にあっては、当該申請がなされた際）に適用するものとする。

（未改修車両の検索システムの構築）

- 第7条 リコール届出をした自動車製作者等は、自動車の使用者、自動車分解整備事業者その他の特定リコール対象車両に係る情報の確認を行おうとする者が、当該情報を容易に検索又は確認できるようにするため、特定リコール対象車両及び未改修車両のデータベース及び検索システムを構築しなければならない。
- 2 前項のデータベース及び検索システムは、以下に掲げる要件を満たすものでなければ

ならない。

- 一 インターネットを通じて閲覧及び使用できるものであること。
 - 二 車台番号等から、車両1台ごとに、特定リコール対象車両への該当の有無、リコール届出に係る改修の実施状況その他必要な情報を容易に検索することができる機能を有するものであること。
 - 三 リコール届出に係る改修の実施状況が、遅滞なく更新されるものであること。
 - 四 当該データベース及び検索システムのメンテナンスのための必要な時間を除き、常に使用可能であるものであること。
- 3 第1項の規定によりデータベース及び検索システムを構築した自動車製作者等は、当該データベース及び検索システムの使用方法等に係る関係者からの問合せに対応できる体制を確保しなければならない。

(改修の早期実施)

第8条 リコール届出をした自動車製作者等は、当該リコール届出に係る改修の実施の促進を図るための周知を徹底するとともに、当該改修を早期に実施するための体制を確保し、未改修車両の自動車検査証の有効期間の満了前に当該改修を実施するよう努めなければならない。

(自動車製作者等による改修促進のための配慮義務)

第9条 リコール届出をした自動車製作者等は、リコール届出に係る改修は自動車製作者等の責務であることを再認識するとともに、未改修車両の使用者が継続検査、定期点検整備等の際に当該車両を整備事業者を持ち込む場合において、自動車の使用者及び整備事業者の負担の軽減を図りつつ、早急かつ円滑に当該リコール届出に係る改修が実施されるよう特に配慮をしなければならない。

附 則

この通達は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第5条及び第6条の規定 平成30年5月1日
- 二 第1条、第8条及び第9条の規定 公布の日

様式（改善措置済証）（第2条第2項関係）

管理番号

改 善 措 置 済 証					
下記の車両は、下記のリコール届出番号について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の3第1項の届出に係る改修を実施したことを証明する。					
1 リコール届出番号		2 車台番号		3 自動車登録番号／車両番号	
4 改修作業 年月日	年 月 日	5 改修作業実施者	事業者名 住所、電話番号		
			<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">印</div>		
6 発行者			事業者名 住所		
7 備考					

車検を受ける際に提出が必要となりますので、必ず車検証と一緒に保管してください。

万一ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく上記改修作業実施者の連絡先へお問い合わせください。